

第三者行為求償事務の取組強化に向けて



杉本氏

本会では去る10月27日、厚生労働省の第三者行為求償事務アドバイザー（札幌市第三者行為求償事務専門員）の杉本真希子^{すぎもとまきこ}氏を講師に迎え「令和5年度第三者行為求償事務担当者研修会（Zoomアプリを用いたオンライン形式）」を開催しました。

講師が解説されたポイントは次のとおりです。

1. 第三者行為求償事務で大事なこと

- (1) スタートダッシュが重要
 - ・ 傷病届を受理したら、まず確認（被保険者や相手方の氏名・住所など）
 - ・ 対応先が分かったら、まず連絡（事故状況、治療状況）
- (2) シミュレーションが重要
 - ・ 事故状況から過失割合を検討（判例タイムズ等を検索）
 - ・ 治療状況から流れを予測（骨折により金属で固定しているので将来的に抜釘手術が見込まれるなど）
 - ・ 求償先の変更の可能性を予測（自賠責保険求償だが、加害者直接求償になる可能性もあるなど）

2. 第三者行為求償事務の事例

- (1) 事故内容
 - ・ Aが運転する車に同乗中のB。AとBは友人関係。A運転車両がガードレールに衝突。Bが受傷し、医療給付が発生した。
- (2) 車両の持ち主により求償先が変わる
 - ① Aが持ち主
 - ・ Aの対人賠償保険、自賠責保険。
 - ② Bが持ち主
 - ・ Aの対人賠償保険、Aに直接請求。（運行共用責任として30%程度の過失減額が発生する）
 - ③ 車両がレンタカー
 - ・ レンタカーを借りたのがAの場合：レンタカーの対人賠償保険、自賠責保険。
 - ・ レンタカーを借りたのがB又はAとB共同：Aに直接請求。Bは運行供用責任があるため、30%程度の過失減額が発生する。

3. 「委託解除」＝「求償不能」ではない

- ・ 連合会からの委託解除後、保険者では必要に応じて「催告書の送付」「加害者から連絡があれば支払いについての説明」「履行延期（分割納付）などの説明」が必要となる。

4. 管理職の方へのお願い

- ・ 第三者行為求償事務は、基本的に誰かと協議しながら進める事務ではなく、担当職員が自分で調べながら進める事務である。そのため、担当職員が孤立化する傾向にあることから、担当職員が相談できる環境づくりが必要である。